

一般社団法人 岡山県手をつなぐ育成会

役員並びに事務局職員給与・退職金内規

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会（以下「法人」という）就業規則第24条の規定に基づいて、この法人の役員並びに事務局職員の給与と退職金の支払いについて必要な事項を定めたものである。

(給 与)

第2条 役員並びに事務局職員の給与は、月額とし、本俸、通勤手当と特別手当とする。

会長並びに専務理事、参与

本俸	50,000円	通勤手当	6,000円
----	---------	------	--------

事務局長

本俸	120,000円	通勤手当	15,000円
----	----------	------	---------

事務局職員

本俸	110,000円	通勤手当	15,000円
----	----------	------	---------

(支給日)

第3条 給与の支給日は、毎月15日とする。ただし、支給日が休日であるときは、その日にもっとも近い休日でない日に繰り上げて支給する。

なお、支給は、本人所定の預金口座振り込みにより行う。

(日割り計算)

第4条 途中で採用、又は退職したときは、出勤日数により、日割り計算で支給する。

(期末、勤勉手当)

第5条 期末勤勉手当は、6月と12月の給与支給日に合わせて支給する。

会長並びに専務理事、参与

(県職員の手当率に準ずるが、勤勉手当は支給しない)

6月	70,000円	12月	80,000円
----	---------	-----	---------

事務局長 (県職員の手当率に準ずる)

6月	168,000円	12月	192,000円
----	----------	-----	----------

事務局職員 (県職員の手当率に準ずる)

6月	154,000円	12月	176,000円
----	----------	-----	----------

(退職金)

第7条 事務局長並びに事務局職員が、退職したときには、支給した本俸0.6月分に勤務年数を乗じた金額を退職金として支給する。年度途中で退職した場合は、1年と見なす。ただし、この者以外には退職金は支給しない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。